

30by30 ロードマップ未来対話（第1回）

議事録

日 時：2026年8月31日（月）15:00～18:00

場 所：ビジョンセンター東京虎ノ門

501A 会議室（WEB 併用）

【議題】

開会

議事1 趣旨説明・これまでの取組（環境省・農林水産省）

議事2 各セクターからの発表・意見交換（NGO）

議事3 各セクターからの発表・意見交換（企業団体）

議事4 各セクターからの発表・意見交換（自治体）

閉会

【資料】

資料1－1 趣旨説明・30by30 に関するこれまでの取組

資料1－2 農林水産省による生物多様性保全の取組 ～有機農業の事例～

資料2－1 日本自然保護協会 ご発表資料

資料2－2 日本野鳥の会 ご発表資料「日本野鳥の会 野鳥保護区の管理からインセンティブを考える」

資料2－3 世界自然保護基金ジャパン ご発表資料

資料3－1 経団連自然保護協議会 ご発表資料「経済界の30by30 への貢献と今後の課題」

資料3－2 サントリーホールディングス株式会社 ご発表資料「『サントリー天然水の森』における水源涵養活動について」

資料3－3 株式会社金沢大地 ご発表資料

資料3－4 山川町漁業協同組合 ご発表資料「みんなで取り組む海の保全活動」

資料4－1 名古屋市 ご発表資料「30by30 やネイチャーポジティブに関する取組等について」

資料4－2 鹿島市 ご発表資料「佐賀県鹿島市自然共生サイト『ななうら 干潟とめだかの里』～現在の取組と課題について～」

資料4－3 西栗倉村 ご発表資料「百年の森林構想から、自然資本を基盤とする地域経営へ」

【議事録】

開会

長田（環境省）：8月1日付で自然環境計画課長を拝命した長田と申します。

本日は、大変お忙しい中、30by30 ロードマップ未来対話に、NGO、企業、自治体、有識者の先生方、関係省庁といった幅広い関係者の皆様に大勢お集まりをいただき感謝申し上げます。ご承知の通り、我々は、30by30 ロードマップと生物多様性国家戦略に基づいて、陸域・海域のそれぞれ30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」の達成に向けて取り組んでいる。この目標達成に向けたこれまでの取組の成果を評価するとともに、2030年に向けて、より多くの主体の参画を促して保全の質や取組の価値を高めていくために、このロードマップに基づく取組の中間評価を今年度実施して、今後の取組の方向性を示していきたい。この中間評価に先立ち、本日を含め2回の未来対話を開催して、様々な主体の方々から幅広い取組、価値認識、ご意見等を伺って、中間評価に活かして参りたい。

本日は、未来対話の第1回目である。各主体から取組の現状をご報告いただき、相互に理解を深めることを通じて、今後の中間評価に盛り込むべき内容の議論につなげていけたらと考えている。ネイチャーポジティブの実現に向けて、社会全体の機運向上につながっていくよう、忌憚のない発表ご意見等を賜りたい。3時間という長丁場になるがよろしく願いたい。

議事1 趣旨説明・これまでの取組（環境省・農林水産省）

<環境省発表（資料1-1）>

奥田（環境省）：本会議の趣旨と30by30に関するこれまでの取組について発表する。

（スライド4～6枚目）30by30 ロードマップの中間評価（以下「中間評価」という）および未来対話については資料に示した通りである。スケジュールとしては、今回の第1回と11月に開催予定の第2回を経て、年内にはパブリックコメントを行い、来年2月から3月にかけて生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で決定し公表する。本会議は、中間評価に関して省庁の内部で淡々と実施するだけではなく、多様な主体を巻き込んで開かれたプロセスで進めたいと考え、開催することとなった。本日お集まりの皆様に感謝申し上げたい。

（スライド7～11枚目）まず、30by30 ロードマップについて振り返りたい。30by30 は2030年までに陸と海の30%を保全する世界目標である。この世界目標に先立つ2020年に策定されたのが30by30 ロードマップであり、その1年後に策定された現行の生物多様性国家戦略においても本ロードマップを附属書として位置付けている。30by30 ロードマップは、陸と海の30%以上の保全が掲げるだけでなく、この健全な生態系を確保しながら、様々な経済・社会・環境問題を同時解決することを目指している。さらに、このロードマップ中に2030年までの施策・取組を示した表があるが、順調に進行している一方で、まだ道は遠いという状況である。また、単に数字を達成することだけを目的に置くのではなく、よりよい地域のあり方や自然のあり方を模索していくのが本ロードマップであると考えている。

（スライド13～30枚目）次に、30by30 ロードマップの主要施策と進捗について説明する。30by30の中で大きな部分を占めるのが国立公園といった保護地域である。国立公園については、令和3年から令和4年に、拡張すべき場所の総点検事業のフォローアップを実施しており、こ

れに基づき、日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定、御岳国定公園の新規指定、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張等を行った。また、OECMに該当する自然共生サイトについては、2023年に環境省の制度から始まったが、地域生物多様性増進法（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律）として法制化され、令和7年4月より施行されている。本日時点で自然共生サイトは、スライド15枚目の右の円グラフに示す通り、申請者全体の52%が企業である。自然共生サイトについては2026年8月31日時点で610ヶ所認定されており、総面積は11.9万haである。箇所数は多いが面積では国土の0.3%ほどである。保護地域と自然共生サイトは増加と生態系タイプの構成を示したのがスライド17枚目の図であり、保護地域と自然共生サイトの面積は増加している。陸域の保護地域等では自然林の面積が大きいですが、これは自然共生サイトを見ると大面積のサイトが少数あるためであり、それらを除くと、農耕地や植林地といった身近な生態系タイプが大きな面積割合を占めている。スライド18枚目はSDGsの指標から生物多様性保全上重要な地域を保護地域としている率が確実に上昇している状況を示したものである。自然共生サイトは、箇所数では里山林や創出緑地などが相当数を占めている（スライド19枚目）。また、生物多様性保全上重要な地域とも一部重複している。近年のエリアベースの取組をご紹介します。トキの野生復帰が今年度から本州でも開始された。石川県で放鳥が行われ、トキの個体数だけでなく、生息環境を保全していく取組とセットで進行している。これは農林水産業をはじめとした様々な生業とともに進行していく重要性が示された事例であると考えている（スライド20枚目）。先日の北陸地方における豪雨災害の被害に、お見舞い申し上げたい。また、奄美大島でのマングース根絶事例については、マングースの分布に応じた綿密な計画に沿って防除を進めた結果、世界的にも稀有な事例としてマングースの根絶が達成できた事例である（スライド21枚目）。一方で、我が国では人口減少も進んでいるが、そのような中で自然・文化を生かし外部から人の受け入れを進め、それが里地里山の持続可能な管理あるいは生態系保全にも寄与している事例や、地域おこし協力隊を活用してローカルベンチャーを9年間で10社が誕生させた事例がある（スライド22枚目）。これらに共通する要素は、それぞれの取組がエリアを特定して、それぞれの場所に紐づいた健全な生態系の確保を進め、そのために地域社会の方々が主体的に参画をしているところにヒト・モノ・カネの還流が生じ、さらにプラスの効果をもたらしていると考えている（スライド23枚目）。また、環境省が進めている取組としては、ネイチャーポジティブ経済という大スケールの取組も進めており、そのロードマップの策定も行っている。しかし、生物多様性は地域に根付いたものであり、ネイチャーポジティブな地域づくりが経済戦略にも位置付けられている（スライド24枚目）。さらに、生物多様性の価値評価については、クレジット化を見据えながら生物多様性をどのように計測するかという検討も進めている（スライド26枚目）。こうした自然共生サイトの様々な取組の海外発信として、「国際自然保護連合や経団連自然保護協議会と連携した参画促進プロジェクト」を進めており、再来月開催されるCOP17での発表を予定している（スライド28）。これらの取組を進める上で生物多様性地域戦略の策定を推奨しているが、生物多様性地域戦略でそれぞれの地域で目指すべき地域像を描くことが、30by30の実践ツールであると考えている（スライド28～30枚目）。

（スライド32～40枚目）次に、日本の生物多様性の現状については、JBO4の中間提言が昨

年公表された。生物多様性の損失状況は依然として継続しているが、生物多様性の損失の背景にある社会状況については部分的に改善しているとしている（スライド 32 枚目）。損失が進行している場所については、二次草原や里地里山、海洋ではサンゴ礁における悪化が大きいとしている。また、気候変動や外来種といった問題も近年影響が大きくなってきていると考えている（スライド 33 枚目）。そのような状況で里地里山等の重要性は認識しており、生態系ごとの絶滅危惧種の分布メッシュにおける保護地域の占める割合から、里山に生息する種についてはやはり保護地域等でカバーされているところは少ないという状況が見てとれる（スライド 34 枚目）。地域の人口減少やそれに伴う耕作放棄地の増加等によって、中大型哺乳類の分布域が拡大している。さらに森林性の鳥類の個体数は安定しているが、開けた環境を好む鳥類は減っており、また「普通種」と呼ばれる種が減っていることが示されている。全国でも特定外来生物の種は拡大し、二ホンジカやイノシシ等の鳥獣被害も発生している（スライド 35～37 枚目）。昨今ではクマ類の分布も拡大し人身被害も多数発生している状況である（スライド 39 枚目）。また干潟等の沿岸生態系においても、干潟に生息している生物は減少傾向にある（スライド 40 枚目）。

（スライド 42～45 枚目）最後に、そのような中で我々が社会をネイチャーポジティブにしていくためには社会変革（transformative change）が求められ（スライド 42 枚目）、そのために生物多様性に資する取組に自然保護だけではない様々な施策を組み合わせる必要がある。そのような前提のもとに 30by30 目標と関連するのは、地域であると考えており、地域として目指すべき姿、地域のグランドデザインにエリアベースの様々な取組を掛け合わせて進めていくことが重要である（スライド 43 枚目）。30by30 ロードマップの中間評価ではそれらを取り込んでいきたい。中間評価の構成のたたき台は資料に示したとおりである（スライド 44 枚目）。「1. はじめに」と「2. 取組の進捗状況評価」で進行中の施策について取り上げ、そして「3. 今後の方向性（総括）」で今後の目標を取り上げる予定である。3. の小項目については詳細に説明したい（スライド 45 枚目）。「①自然共生サイトを通じた民間の取組の裾野の更なる拡大」では、自然共生サイト数は増加しており民間参画の素晴らしい取組であると考えているが、それらをさらに価値付けするための方策について示す。「②30by30 目標達成に向けた取組の加速化と保全の質の向上」では、30by30 目標に向けて、陸域では約 9%、海域では約 17%を残している状況で政策や施策を進めていく方針について示す。「③自然資本の保全と活用を両立する戦略的空間配置と地域グランドデザインの構築」では、地域の目指すべき姿を示しながら、様々な産業を掛け合わせて全体として保全を進めていくための取組の配置や地域計画の内容について示す。「④生物多様性の価値評価・価値活用とネイチャーファイナンスの推進」では、地域価値や企業価値等に対して経済的な側面のサポートを進める方法等について示す。「⑤ネイチャーテック（自然関連技術）の実装を支えるデータ・技術基盤の整備」では、様々な主体に取組を進めていただくために必要な基盤となるデータや技術基盤の整備について示す。これらを、本日の様々な話を受けながら、ブラッシュアップしていきたい。

<農林水産省発表（資料 1－2）>

神林（農林水産省）：（スライド 2 枚目）農林水産省の仕事は、食料の安定供給、農山漁村の活性

化が中心であるが、農業等の生産活動が生物に対して負荷をかけてきた歴史もあった。令和 3 年度に「みどりの食料システム戦略」が策定された。この戦略は、国連食料システムサミットが開催されるなど、地球温暖化対策や生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっていた時期に策定されたもので、国内の農林水産業の生産現場における豪雨や高温障害といった気候変動の影響、また、特に最近ではウクライナ戦争やイラン情勢もあるが国際情勢等による資材調達の不安定化が背景となっている。そのような背景のもと、本戦略は、「生産」、「加工・流通」、「消費」、「調達」を一連の食料システムと位置付け、それぞれの活動の中で指標（KPI）を設定し環境負荷の低減を図っている。例えば、農林水産業の CO₂ ゼロエミッション、化学農薬使用量の 50% 低減、化学肥料使用量の 30% 低減、有機農業の農地の割合の拡大などの目標を掲げている。これらは 2050 年までの目標であるが、2030 年までの中間目標も定めており、化学肥料、化学農薬の使用を低減する目標については順調に進んでいる。本戦略策定の翌年には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行され、環境負荷低減の活動を行う農業者等の認定制度等が設けられており、これにより政府のかけ声というだけでなく、実際の現場での取組を進めていきたい。また、最近では「食料・農業・農村基本法」という農林水産行政の最も基本となる法律でも、環境と調和のとれた食料システムの確立が明確に位置付けられた。こうした動きを通じて、資料中に「環境配慮のチェック要件化」とあるように、農林水産省の補助事業・補助金制度を通じて最低限の環境負荷低減の取組を義務として生産者に取り組んでいただこうと考えている。

（スライド 3～5 枚目）近年、ネイチャーポジティブに対する関心が非常に高まっており、環境省や国土交通省とともに自然共生サイトの取組を進めている。2026 年 6 月時点で、本事業の法制化後に認定された自然共生サイトのうち、約 4 分の 3 が農林水産業や農山漁村に關係するサイトであり、まさに、このようなサイトでの取組を進める必要があると考えている。最近、農山漁村での取組に対する企業側の関心も非常に高まっており、TNFD に基づく財務情報開示といった世の中の流れの変化を感じている。こういうタイミングに、このような機会を逃さず取組を進めていきたいと考えている（スライド 3 枚目）。具体的な取組例として、兵庫県豊岡市における「コウノトリを育む農法」紹介したい。トキと同様に、コウノトリの減少には農薬によるえさの減少や汚染といった農業による影響があった。そこからコウノトリの回復を目指し、地域一丸となった取組により農薬や化学肥料の使用量を減らし、冬期湛水等によるえさ場の確保を進めた。その結果、個体数が増加し、2026 年 3 月には絶滅危惧のランクが 1A から 1B に引き下げられたところ。これは、生物多様性が保全された好事例であることに加え、生産者の観点からも農薬や化学肥料の使用量を減らした米、野菜の生産を行う地域としてブランド化に成功している事例でもある。実際に、有機農業で生産された米と銘打つことで、昨年来米価が乱高下したときにも安定した価格で販売することができている（スライド 4～5 枚目）。

（スライド 6 枚目）2026 年 6 月には、「みどり加速化 GX プラン」を策定した。みどりの食料システム戦略の策定から 5 年が経過し、大雨やイラン情勢といった不確実性が高まっている中で、気候変動対策では緩和策だけではなく適応策が必要という状況になっている。さらに新しい技術等を活用する GX の取組に対して投資を呼び込む必要がある。本プランは、このような背景で策定したものであり、自然共生サイト等の生産者や農山漁村による取組のさらなる拡大

に加え、農林水産省の取組として、農山漁村振興のような取組に対するインパクト証明書を発行し、それを通じて地域に資金が回るような仕組みづくりを行いたい。さらに、バイオマスや下水処理汚泥を肥料にするなど地域の未利用資源を活用し、地域内で経済が好循環していくような将来像を目指したい。

最後に、本日で GREEN×EXPO 国際園芸博覧会まであと 200 日となった。ぜひよろしくお願いしたい。

議事 2 各セクターからの発表・意見交換 (NGO)

< 日本自然保護協会発表 (資料 2-1) >

大野・原田 (日本自然保護協会) : 本日は、日本自然保護協会が取り組んでいる「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」と「質の高い海洋保護区・OECM のあり方の検討」、そこから見えてきた 30by30 の実現に向けた取組のあり方について論点をまとめたのでそれをご紹介します。本日お話できなかったことは参考資料をご覧ください。

(スライド 2~5 枚目) 日本版ネイチャーポジティブアプローチ (以下、「日本版 NPA」という) は、市町村を基礎として、地元住民を含む市町村と企業、日本自然保護協会が三位一体となり、ネイチャーポジティブの実現を目指す取組である。この取組の背景には、ネイチャーポジティブのためには地域が重要であり、その基盤は市町村であるという認識がある。しかし、実際に様々な自治体の方と話をすると地域の自然資源を把握できていない、うまく活用できていないという問題があり、また生物多様性地域戦略が策定できておらず、具体的な計画がないため取組を進められないといった課題もある。他方で企業の方と話をすると、TNFD 等、企業内部でネイチャーポジティブの機運が高まっているので、両者を結びつけることで、市町村をもとにしたネイチャーポジティブの取組が可能になるのではないかと考えて、この取組をはじめた。もちろん、我々、日本自然保護協会も三位一体となって取組を進められればよいし、その際には地域で一次産業を担っている方々が大事だと考えている。我々は、専門的な知見を持って自治体や企業の関係者と連携し、自然共生サイト等も活用しながら取組を進めている (スライド 2 枚目)。この関係をベースとして自治体と企業に向けてそれぞれ支援を実施している。自治体向けには、4 つの基準をすべて満たした場合に「ネイチャーポジティブ自治体認証制度」により認証をしている。企業向けには、地域へ資金や技術といったリソースの提供を通じて地域に貢献していただく仕組みであり、そうした企業に対して、その貢献の量を「ネイチャーポジティブ貢献証書」として可視化する取組を行っている (スライド 3 枚目)。取組事例として、群馬県みなかみ町では、町内の生物多様性上重要な場所を明らかにするために、地域の自然に詳しい専門家や地元の皆様等に地図を広げてヒアリング等を行い、例えば町内 67 か所が重要であるなどの総合的な情報を整理した。現在は、この情報をもとに、どこで何をしていくのかリソースをどこに投入するのかを検討している (スライド 4 枚目)。この取組を進める中で感じている成果は、この取組を 18 の自治体で進め、14 自治体で生物多様性保全上重要な場所を明らかにしたこと、また自治体と大企業との連携、例えばみなかみ町と三菱地所の連携により最大 10 年間・6 億円の継続的な支援につなげたこと、さらに NbS を実践したこと等が挙げられる。一方で、課題として、内部の体力の面からハードルを感じている自治体があることや、企業

側では個別のサイトでの活動に留まりランドスケープの視点等が不十分であること、企業と自治体の取組の実行や成果へのスピード感の違い、現地で実際に活動するためのリソースが不足していることが挙げられる（スライド5枚目）。

（スライド6～10枚目）質の高い海域保護区等の検討については、10月末に公開予定の提言の頭出しという形でご紹介したい。現在、日本の海域の13.3%が海洋保護区（MPA）として位置付けられているが、生物多様性の保全が直接の目的になっていないものも含まれている。また、モニタリングや生物多様性の効果検証が十分でないものも含まれていることも課題としている。日本の水産資源は減少の一途を辿っており、これは自然環境の問題だけではなく、沿岸地域の社会・経済、文化に関わる問題であると考えている。生物多様性の劣化が進行すると、生態系サービスが劣化し沿岸域の社会・経済が衰退する負のスパイラルが発生する。これにより地域が衰退し生物多様性もますます劣化していく。この対策として、生物多様性の保全と回復、自然資源を活用した、地域の社会の再生を相互に支え合う再生プロセスを進めなければならない。そのためにも、質の高い海域保護区を全国に広げていく必要があると考える（スライド7枚目）。質の高い海洋保護区・OECMの基準を5つに整理した。1つ目がその海域の重要な区域とその課題が特定されていること、2つ目が生物多様性の保全・回復の目標を設定して管理計画が作られていること、3つ目が漁業者、地域住民、研究者、市民団体といった多様な関係者が参画していること、4つ目が定期的にモニタリングを行い結果が公表されていること、最後にそのモニタリングの結果を踏まえた順応的管理がされていること。これらは当たり前のことだが、実はあまり満たされていない状況がある。これらの基準に基づいて、海洋保護区・OECMを評価したところOECM（自然共生サイト）の方が比較的评价はよい状態であった（スライド8枚目）。これに加え、我々は、自然資源を活用した「沿岸域再生の将来像」の実現に向けて、地域の生物多様性の保全・回復に向けた包括的な計画の策定・実施に取り組む地域を、日本全国に30か所、関係する団体や地域行政と連携して作っていきたいと考えている（スライド9枚目）。海洋保護区等に対する政策提言としては、海洋保全について日本の政府の重要施策に位置付けて進めなければならないとまとめている。30by30を実現するためには、量ではなく質の高い保全管理を共通の軸にしていくことが重要と考えている（スライド10枚目）。

（スライド11枚目）30%の面積を確保しただけでネイチャーポジティブは実現しない。いかに30%の面積が生物多様性の損失を止め、回復することに貢献しているかが重要である。そこで30by30実現に向けた取組のあり方について4項目を提言する。「1.『質の高い保全・管理』の共通原則をつくる」は、すでに提示した5つの基準を国立公園、自然環境保全地域、保護林、漁業制度といった各制度の共通認識にすることである。「2.『量』と『質』を同時に追求する」は、面積目標だけでなくその地域の質も追及することである。すなわち、KBAの更新やIUCNが提言する生態系レッドリストの導入といった科学的根拠をもとに、どこが大事で、何を守るのか、そして実際に保全の効果があるのかを重視し、管理をしていくことである。「3. 保護地域とOECMを中核とした生態系ネットワークと国土形成をつくる」は、生態系の接続性の重要性を踏まえて、環境省だけではなく他省庁も連携して生態系ネットワークの形成に取り組むことである。「4. ネイチャーポジティブを社会全体の変革につなげる」については、省庁だけでなく市民も含めた連携することが重要ということである。すなわち、企業・地域の技術的・経

済的・財政的な支援や税制等のインセンティブによって、自然の保全・回復に継続的に資金が向かう仕組みをつくること、また優良事例をモデル化して、国やNPOが共有し展開することが大事だと考えている。このように、省庁が連携して30by30の次の2050年に向けた未来に向けて、ネイチャーポジティブの国土と海域のあり方をぜひ議論をしたい。

<日本野鳥の会発表（資料2-2）>

田尻（日本野鳥の会）：日本野鳥の会の取組の中から、30by30を目指すために、これからどうやって自然共生サイトの申請を増やしていけばよいかという視点からお話をさせていただく。

（スライド2枚目）当会は、「野鳥も人も地球の仲間」というテーマで自然保護を進めている。会員と支援者数が5万名、法人会員は約100社ある。2030年を目指した「ビジョン2030」で、5項目を挙げている。本日の発表は「1. 絶滅危惧種の保護と野鳥の生息地保全」に関わることである。

（スライド3～6枚目）当会では、様々な環境を代表する鳥を10種選び、その種の保護を通じて生態系の保全を図っている。これからお話しする「野鳥保護区」（以下「保護区」という）は、絶滅が危惧される鳥類の生息地を保全する取組である。国立公園や鳥獣保護区といったものに指定されていない民有地を買い取り、もしくは所有者の方と協定を締結して保全している。財源は支援者からの寄付やご遺贈で、保護区となった場合、当会が存続する限り保護区としての保護と管理を続けるものとしている（スライド3枚目）。保護区の取組は1986年に静岡県沼津市から始まった。それ以降シマフクロウやタンチョウ、ノグチゲラ、シマアオジといった希少鳥類の生息地を確保し、これまでに約4000haの保護区を設置している（スライド4枚目）。全体では北海道東部のシマフクロウやタンチョウの保護区が多いが、本州や沖縄にも設置している。自然共生サイトについても、制度の開始当初に申請しており、北海道根室市の「渡邊野鳥保護区フレシマ」が認定されている。この財源は、渡邊士乃武氏からのご寄付である（スライド5枚目）。これまでの取組の結果、シマフクロウやタンチョウ等の保護区の面積は開始当初から増加している。また、保護区を確保できただけでなく、相続した土地を自治体に寄付しようとした方が当会の保護区の取組を紹介され、その土地の寄付に繋がった事例もあり、土地管理の受け皿の役割もあると考えている（スライド6枚目）。

（スライド7～9枚目）保護区の取組を進めるうえでの課題は、令和6年に導入された最新の公益法人会計基準において、固定資産の減損会計が本格導入されたことである。野鳥保護区はそこで事業をしているわけではないので、非資金生成資産になると思われるが、ここで減損判定の検討が必要になったことが大きな特徴である（スライド7枚目）。減損の有無を判定しなければならず、その減損の兆候として示されている項目に「時価の著しい下落」があり、「時価の回復の見込みがあるとは認められない」場合には減損をしなければならないが、これは実際に起こりうることである。例えば、バブル期に保護区として確保された土地は、当時と比較して現在価格は下落していることがある。また、開発されそうな状況で緊急避難的に購入された土地は、非常に高い価格で購入されており、当然土地の価格の下落が起こる場合がある。そもそも、希少種の生息地は標準価格がない場合多く、地価の下落がないことの証明が困難である。仮に減損となった場合には、社会的な信頼が失われるおそれがあると考えている。当会に限ら

ず、ナショナルトラスト等の土地を確保することで保護する手法そのものに対する社会的信頼が低下するおそれもある（スライド 8 枚目）。減損会計の導入には反対しないが、こういった環境保全のために取得した土地の価値は市場価格だけでは十分に評価できないと考えている。昨年度に生物多様性の価値評価の基本的な考え方が示されたが、ここでも貨幣価値以外の評価方法の必要性や複合的な評価の必要性が指摘されており、このような貨幣価値ではない評価手法の検討を推進していただきたい（スライド 9 枚目）。

（スライド 10～14 枚目）そこで自然共生サイトにおける減損会計の特例措置を提案する。自然共生サイトの、特に維持タイプに認定された場合に減損会計の対象から除外する特例があれば、自然共生サイト申請のインセンティブになるのではないかと考えている。個人から行政に寄付しようとしたときに当会が受け皿となる事例を紹介したが、企業からも土地を寄付いただくことがある。その中には減損会計されて帳簿上の価格が 1 円になっていることもあった。そのため、この提案は企業にもインセンティブとして働きうると考える（スライド 10 枚目）。公益法人会計基準には「減損の認識が不要になる条件」が示されており、当該資産を用いてサービスの提供を継続する場合には、減損の認識が不要になるとされている。そのため、自然共生サイトの維持タイプに認定された場合に、計画の期間中はサービスの提供が継続されると行政的に解釈するという特例があれば、同様に申請のインセンティブになると考えている（スライド 11 枚目）。しかし、将来的な希望は、環境保全のために取得した土地については減損会計の対象から除外されることと、環境保全のために取得した土地について、時価が下落しても価値（サービス提供能力）が維持されていることを示す指標が設定されることである。そのため、内閣府公益認定等委員会と連携し、環境保全用地に係る減損会計の運用上の考え方を明確にしていきたい（スライド 12 枚目）。保護区は 53 ヶ所、18 市町村に所在しており、その内 9 市町村に対して毎年固定資産税の減免申請をしている。自然共生サイトに認定され、固定資産税の減免申請が受理された場合には、残存する 5 年間と思うが認定期間中は再申請が不要になる特例が設定できればインセンティブになると考えている（スライド 13 枚目）。また、プッシュ型の自然共生サイトを提案したい。国から生物多様性が高いことがわかっている土地の所有者へ声がけができれば、より早い 30by30 達成につながると考えている（スライド 14 枚目）。

<WWF ジャパン発表（資料 2－3）>

北出（WWF ジャパン）：このようなマルチステークホルダーの会議は、Whole of Society アプローチとして非常に重要な取組だと思っている。前半は WWF ジャパンの活動概要と 30by30 施策へのインプットをお話しし、後半で気候分野での Whole of Society の取組からの示唆という形でご紹介をさせていただく。

（スライド 3～6 枚目）当会の組織目標としてネイチャーポジティブを達成する中で、脱炭素の実現を同時に達成することとしている（スライド 3 枚目）。また、取組の形として現場での保全活動がある。例えば、持続可能な森林管理、治水・農業との両立、湿地保全や再生といった取組を地域の方々と協力して実施している（スライド 4 枚目）。ビジネスの行動変容を働きかける活動も気候とネイチャーの分野で長年行っている。特に企業の取組の視点では、ミティゲーター

ションヒエラルキーの原則のもと、サプライチェーンを含む本業を通じた取組を対話や協働を通じて推進をしている(スライド5枚目)。政策アドボカシーの活動も行っている(スライド6)。

(スライド7~9) 30by30 施策へのマクロな視点からのインプットとして、ここまでの前進と今後に向けた主な課題として、大きく「量から質へ」、「可視化から政策実装へ」、「認定・参加から戦略的展開へ」の3点があると考えている(スライド7枚目)。本日、最も強調したいのが「量から質へ」についてである。これはKM-GBF ターゲット3の質的な側面であり、その重要性は、生物多様性条約の場でも特に最近頻繁に指摘されるようになった。この背景にある問題意識は面積目標が先行することの弊害である。例えば、保全効果の低い保護区やOECDも含めた面積目標となってしまうこと、また、KM-GBFの全23個のターゲットの中から30by30の面積ばかりに注目やリソースが集中する副作用が生じてしまうことへの懸念が出てきている。国内の現状についても自然共生サイトの増加というポジティブな傾向がある一方で、開発による負の影響は継続して発生しており、我々の活動現場でもそのような状況に直面している場所がある。さらに、現在検討されている種の保存法上での現状の整理は、30by30の文脈でも意識するべきと考える。例えば、国内希少野生動植物種の約60%が開発行為を減少要因にしていることや、生物多様性保全上重要な里地里山での保護地域指定が進んでいないことがデータで示されている。「30by30の達成ができたが、引き続き絶滅リスクは減っていない」となってはならない。中間評価では「量から質へ」という重点のシフトが重要であると考えている。質の問題について、タイミングとして重要なのが、30by30 ロードマップの中間評価の国内プロセスと、10月にCOP17で実施されるKM-GBFのグローバルレビューの連動である。現在、KM-GBFの達成状況を評価したグローバルレポートのドラフトが生物多様性条約から公開されており、全体として2030年の目標の達成に向けて進捗が不十分であると厳しく評価されている。このグローバルレビューでは、各国の国家戦略の自主的な評価が推奨されることになると思われるので、日本においても「30by30の量から質へ」という観点で戦略や指標をアップデートしていくことを国際的に発信し、主導しながら進めるのがよいのではないかと考えている。中長期的なゴールとしては、生物多様性上重要な場所の保全を、空間計画や土地利用計画にフォーマルに政策実装していくことが目指すべき政策の本丸と考えている(スライド8枚目)。最後に戦略的展開へというところで重要と考える3つの柱を挙げる。まず1点目が、「自然共生サイトを、重要地域での追加的・実効的な保全へつなげる」であり、自然共生サイトの戦略的な価値を向上させる制度面の強化が重要である。2点目が、「企業の環境負荷低減を担保し、企業の貢献を追加的保全へつなげる」であり、企業の取組は自然共生サイトだけでなく、ネイチャーポジティブに向けた取組を総合的に推進していくこと、特に、環境省ビジネス推進室で進められているネイチャーポジティブ経済移行戦略との合流が重要であり、Whole of societyアプローチにもつながると考えている。3点目は、「重要地域を軸に、ランドスケープ実装とファイナンスを進める」であり、重要地域を軸に、ランドスケープ・シースケープアプローチの実装とファイナンスを進めるうえで地域が重要なスケールになる。この点については政策面の後押しも重要であると考えている。例えば、自治体の生物多様性地域戦略や、他省庁の政策との効果的な連携、それからインセンティブの創出を国が政策で主導していくことが地域レベルの展開においても重要だと考えている(スライド9枚目)。

(スライド 10～13 枚目) 気候変動分野における Whole of society アプローチの進展と 30by30 アライアンスの大きな可能性について紹介する。気候変動イニシアティブ (以下 JCI) は WWF ジャパンが運営の事務局を務めているネットワークで、日本で積極的に気候変動対策に取り組んでいる企業・自治体など、まさに Whole of society として、様々なステークホルダーが参加しているネットワークである。JCI では、資料中に示した「二つの柱」で活動している。1 つ目は参加しているメンバーの気候変動対策を推進するための協働や発信、2 つ目がアドボカシーとして、非政府アクター等の声を束ねて、政府へ声明・提言を発信することである (スライド 10 枚目)。これは日本における Whole of society アプローチの例であるが、気候分野でのネットゼロの取組は国際的に進んでいる。国際的な研究機関である Net Zero Tracker が取りまとめた気候分野におけるネットゼロの取組の進展を整理すると、自主的な取組、協調的な取組、基準や標準、法規制の 4 つが相互補完することが取組の進展において重要であると考えられる。気候変動分野では 4 つの取組が、様々なイニシアティブや団体によって進められてきたという背景があり、それぞれ個々に取組が行われてきたという課題もあった (スライド 11 枚目)。その 4 つを束ねる国際的な枠組としてアクションアジェンダが昨年立ち上がった。これは世界全体で一体的に Whole of society アプローチを実践するための新たな枠組となっている。これは政府、非政府、国連が共同して立ち上げた。バラバラだった取組、その知見や解決策を 1 ヶ所に集約し、それを共有して活用することによって気候変動アクションを加速させる取組である (スライド 12 枚目)。気候分野では日本や世界が Whole of society アプローチをさらに前に進める動きがある中で、30by30 アライアンスは非常に大きな可能性を持っていると感じている。このアライアンスの強みは、すでに自主的な取組を促す仕組みや地域を巻き込む仕組みがあり、メンバーシップの中に日本の Whole of society が束ねられている点である。さらに環境省が事務局を務めており、非政府の中のリーダー達も集まっている。こうした強みを活用することで、このアライアンスが自然共生サイトの認定や支援を超えた、様々な課題を解決するプラットフォームになると考えている。この大きな可能性の実現に期待する (スライド 13 枚目)。

<質疑>

森田 (慶応義塾大学) : NGO が、現場から国際的な議論、様々なステークホルダーの巻き込みまで、色々なところで取り組まれていることが大変勉強になった。

WWF ジャパンに質問だが、気候変動の分野でも類似のアライアンスがあるとのことだが、生物多様性の方でも、国際的な議論を重ねながら、現場で活動するメリットがあることを強調していくのが重要だと思う。排出削減の問題に比べて、生物多様性分野では、様々な国が集まったとしても、地域差の問題や生物多様性の現場の問題が先進国と途上国の間などで相当異なっているように思うが、そのような中で教訓を共有してもうまいかないのではないかな。

また、サステイナブルファイナンスに関して、企業が TNFD など情報開示しているサプライチェーンに関連して支援を行ったとしても、結局、本当に支援を必要としている取組の現場まで関心が向かないという問題があるのではないかな。調達・生産に意識がある企業はともかく、加工・消費にフォーカスしている企業は、気候変動との関係はわかるが生物多様性との関係はよくわからないという状況にある。特に大企業ではない企業ではそうであろう。企業が、自ら

のサプライチェーン等に関連がなくても生態系保全の現場に支援をしてくれる必要があると思うが、関心を向けてもらうためにどのような工夫をしているのか、教えていただきたい。

田中（WWF ジャパン）：アライアンスのご質問については、JCI でも、生物多様性やサーキュラーエコノミーなど、気候変動に関連が深く統合的に取り組まなければならない問題にも範囲を広げようとしている。ただし、企業でも担当者が分かれており、1つの組織の中で一緒に話ができしていないケースもあると聞いている。特に中小企業ではリソースの問題もあって統合的に取り組めていないことが多いようである。まさに、そこをつなぐ活動や仕組みを JCI として提供できないかと模索しているところである。

北出（WWF ジャパン）：企業と現場の取組のご質問については、企業の事業分野や本業のフォーカス、企業のサイズによって全く異なっていると思う。先般公表された生物多様性とビジネスのレポートでも示されたとおり、どのような業種やサービスの企業であれ自然への影響を与えているという認識が原点にある。その濃淡等に合わせた取組が必要で、30by30 アライアンスでは国内のエリアベースの保全というところに枠があるが、企業の観点においては、その枠に限定せずに、海外で与えているインパクトと貢献も含めて、それぞれの企業でスコープを明確にすることが重要であると考えている。国内の地域と関係の深い企業については、地域との連携を通じて保全に貢献することの重要性が見えてきたところである。

中静（東北大学名誉教授）：日本自然保護協会の発表について、海洋保護区と海域の OECM（自然共生サイト）との区別が難しいと感じた。海洋保護区は自然共生サイトが持っているコンセプトも含んでいるように思うが、どのように整理する必要があるのか、または整理する必要があるのか。環境省がどう考えるかもお伺いしたい。

山野（東京大学）：私も中静先生と全く同じことをお伺いしたかった。

大野（日本自然保護協会）：現在、海域で自然共生サイトに認定されている場所は、すでに海洋保護区である共同漁業権区域になっている場所が多いので、純粋に海洋保護区ではない OECM として登録される場所は限られていると思う。制度を整理する方法を模索するよりも、現在の枠組で質を高めるために必要なことを求めていく方が建設的だと感じている。それとは別に、沖合の海域を国制度 OECM とする検討が進められているが、そこでは別の議論もある。いずれにせよ、提示した 5 つの基準が重要であると考えている。

奥田（環境省）：海域の OECM の検討も進めているが、日本の領海や EEZ は広大であるため、沖合域の取り扱いや情報管理がポイントとなると考えており、その点を詰めていきたい。他方で、沿岸域やより身近な里海において、漁業者を含め生物多様性を高めていく活動が行われることは非常に歓迎しており、それらを組み合わせながら、30by30 の全体としてどういう形がよいのか議論していきたい。

角谷（国立環境研究所）：日本野鳥の会に 2 点質問させていただきたい。1 点目は、減損会計について、減損が計上されることはどの程度深刻な問題なのか、この点の実感がないので教えていただきたい。2 点目は、「プッシュ型の自然共生サイト」についてである。このご指摘は非常に重要だと考えており、個別の地権者に声をかけるのは公の役割かもしれないが、そのプッシュする土地を選ぶ観点は様々だと思う。日本野鳥の会は、この点について具体的な実感をお持ちだと思うが、どのような場所をプッシュすべきだと考えるか。

渡辺（日本野鳥の会）：原野の価値は価格をもって判断しづらく、それに代わるものとして自然共生サイトを付加価値として判断材料にできないかという考えであった。

田尻（日本野鳥の会）：寄付者や支援者にとってその支援に本当に意味があったか疑念を抱かせることを危惧しており、この懸念がナショナルトラスト運動全体にも当てはまるという趣旨であった。例えば、土地の購入に 1000 万円かかったが土地価格は 500 万円と判定されたときに、その機能の評価はどう行われたのか、自分たちの支援が無駄だったのではないかと支援者が疑ってしまうことである。

また、プッシュ型の自然共生サイトの提案については、当会から企業や農家の方に声掛けすることがあるが、自然共生サイトの登録までは進みにくいという問題意識があり、インセンティブを発生させることが解決策になるのではないかと考えてご説明した。

中村（北海道大学名誉教授）：環境省と農林水産省が発表しているが、国土交通省は自然共生サイトをはじめ 30by30 の取組にどのように関与しているのか。法定計画である河川整備計画で、定量的な環境目標を定めることが 2 年ほど前に決まり、徐々に取組が始められているはずであるし、そこに含まれる湿地等が自然共生サイトになる可能性も十分にあると思う。現在の状況を教えていただきたい。

高橋（国土交通省）：国土交通省の河川の取組については、河川整備と流域生態系のネットワークに関する提言を有識者にとりまとめていただいております、それを踏まえて各河川整備計画の中で取組を進めていくことになっている。手元に資料がないため、詳細は改めてご説明したい。

奥田（環境省）：河川整備計画の中の生物再生目標については非常に注目している。河川における取組が自然共生サイトとして認定されないかという相談もあるので、しっかりと進めていきたい。

中村（北海道大学名誉教授）：日本自然保護協会の認証制度について質問したい。現在グリーンインフラの認証を SIP で議論しており、自然共生サイトも同様だと思うが、こうした認証制度が将来的に自治体や企業にどう役立っていくのか、どのように広がりを見せていくのかが見えないので、そのあたりの現状を教えてください。

また、WWF ジャパンも含めて、「量から質へ」という戦略的な方向性は非常に重要だと思うが、それは具体的にどう進めるのか。国に対するメッセージなのか、自然共生サイトでも戦略的な動きが可能なのか、具体的なアイデアがあれば教えてください。

原田（日本自然保護協会）：認証制度についての認知度はまだ足りない点があると感じている。一方で、取組を始めてから 2 年経過して、当会からの声掛けだけでなく、情報をキャッチした企業から認証の希望が届くことも増えてきた。自治体についてもこの取組の説明会に 55 名の参加者があり、具体的に話を進めている自治体もある。当会としては、2030 年までに 60 の自治体がこの取組に賛同するという目標を中期事業計画で掲げている。そういう意味ではまだ認知度が不足しているが、取組を進め、多くの自治体が賛同する姿を描いていきたい。

北出（WWF ジャパン）：30by30 の質とはなにか、KM-GBF ターゲット 3 で具体化されている。生物多様性にとって重要な場所、生態系の機能や生態系サービスにとって重要な場所、また管理の有効性、連結性、代表性、ガバナンス、ランドスケープやシースケープの統合といった点が示されているが、KM-GBF のグローバルレポートでは、世界的に質的な側面の進捗は遅いこと

が明らかになっている。そのため、指標という観点では、KM-GBF で提案しているコンポーネント指標や、コンポリメンタリー指標を活用して可視化ができるものから可視化していくことが必要である。生物多様性にとって特に重要な優先的に取り組むべき場所を自治体レベルで特定する取組も一部で推進されていると思うが、やはり国レベルでの 30by30 の質的な達成に向けて、どの場所が重要なのか、そして、それぞれの場所でどのような制度のもとで保全を進めていくのかについて、一定程度、国が主導する必要がある、今回の中間評価を受けた先の 30by30 ロードマップに期待するところである。

議事 3 各セクターからの発表・意見交換（企業団体）

< 経団連自然保護協議会発表（資料 3－1） >

饗場（経団連自然保護協議会）：経団連自然保護協議会（以下「KNCC」という）は、地球サミットが開催された 1992 年に設立された団体であり、日本企業の自然保護活動を推進するという面において経済界のプラットホームとして役割を担っている。現在 140 社ほどの様々な業種の会社で構成されている。今回の会議に際し、会員企業の取組等をヒアリングしてきたので、その内容等について説明させていただきたい。

（スライド 2 枚目）KNCC は、ネイチャーポジティブに対して 2023 年にアクションプランを策定し、2025 年 5 月に改定している。4 本の柱を掲げており、「経団連自然保護基金による貢献」では NGO の支援等を、「ネイチャーポジティブ経営の普及」では会員企業へ取組の呼びかけや情報提供を、「円滑なネイチャーポジティブ経営推進のための内外の環境整備」では政策提言や COP への参加等を行っている。また「日本の取組み発信・海外最新動向の把握」では調査ミッション等を行い、全体で PDCA も実践している。

（スライド 3～6 枚目）自然共生サイトの登録状況としては、2025 年度前半までに認定された全体 447 件の自然共生サイトのうち、経団連加盟企業が 74 件、KNCC の会員企業が 84 件となっている。企業による自然共生サイトのうち、KNCC 会員企業の登録件数が 37%、登録面積が 52%となっており、KNCC 会員企業のシェアはそれなりに大きいと考えている（スライド 3、4 枚目）。一方で、自然共生サイトに向けた企業による関与のあり方は多様化しており、自社の工場緑地や社有林などで取り組んできた活動を自然共生サイトに登録する取組だけでなく、自治体や地域団体との共同・連携、グループ企業等へのノウハウの展開、他の主体が行う認定取得への支援、生物データや ICT を活用した技術支援、資金・ネットワークを通じた支援など、直接的・間接的な様々な取組が見られるようになっている（スライド 5 枚目）。これらの取組を通じて、長年行ってきた自然保護活動が可視化され評価されることで、現場でのモチベーションの向上や環境教育への接続にも繋がるという成果が見えてきている。一方で、自然共生サイトの認定後に社外からの評価や企業の評価に繋がっているかについては、十分な実感が得られておらず、その点は課題である（スライド 6 枚目）。

（スライド 7～9 枚目）企業が 30by30 に取り組む上で感じている課題と行政への期待について、会員企業にアンケートを実施した（60 社ほどが対象で 4 分の 1 程度の回答）。社内の課題として最も多かったのが、やはり「企業価値・事業価値につながりにくい（8 件）」や、「投資効果の説明が難しい（8 件）」であった。取組が企業経営にどのような価値をもたらすのかを社内

で説明することが難しいことが大きな課題になっていると考えられる。社外の課題としては、「データ基盤・マップ整備（４件）」と「分かりやすいガイドライン・評価手法（４件）」が多かった。その次に「国際標準・国際ルールとの整合性（３件）」も課題として選ばれていた（スライド７枚目）。行政に期待する支援は、「自然関連情報開示への活用や企業評価に繋がる仕組みづくり（１１件）」であり、次いで「インセンティブの強化（補助金・税控除）（９件）」であった。30by30に取り組むことが企業にとってどのような価値を持つのかを明確化させるニーズが強いことが特徴的である（スライド８枚目）。アンケートの結果を踏まえ、企業が具体的にどのような場面で課題を感じているのか、またどのような支援があれば取組を広げられるのか製造、金融、サービスなど異なる業種の９社にヒアリングを行った。全体としては、取組の進行段階に応じて課題が異なっている。取組の初期では、制度の理解や申請方法、専門知識、調査手法等の実務的・技術的課題に対して負担が大きい。また、認定基準等と現場実態にギャップがあり、どこまで調べればよいのか分かりにくいという声もあった。自然共生サイトの認定取得後には、次のサイトへの展開や地域企業との連携、認定後のモニタリング方法について課題がある。この背景には４つの構造的な問題がある。「①企業価値・経営への接続」については本業との接続の説明が難しく、取り組む意義を社内外に説明することが難しいこと、「②専門人材・技術」についてはモニタリングデータの活用に関し専門性が求められる一方で、企業には必要な専門人材が不足していること、「③点から面へ」については、取組の展開の面で地域全体の取組につなげる仕組みが不十分であること、「④将来像・社会的価値」については、30by30を達成した先のビジョンや自然共生サイトの認定価値の展開が不十分であることが問題である（スライド９枚目）。

（スライド１０枚目）これらの課題を踏まえて行政に期待する支援は大きく４つに整理できる。１つ目は、広報や公共調達への反映等の「評価・インセンティブ」の仕組みづくりであり、例えば30by30マークによる付加価値の提供、立地する市町村による自然共生サイト認定企業への評価、地域住民等への広報、公共調達への反映、市場形成を促す制度設計などである。２つ目は「人材・手続き・支援」であり、例えば申請や認定後のモニタリング支援、専門人材等の育成やマニュアル整備等である。３つ目は「横展開」への支援であり、例えば、先行事例やノウハウの共有、企業、金融機関、自治体等の連携支援である。加えて、自然的価値は高いものの既存の保護地域等で十分にカバーされていない土地を可視化して、未取組の企業等を普及・誘導することも有効だと考える。４つ目は「将来像の提示」であり、これは、30by30という面積目標達成だけではなく、地域経済、企業活動、人々の暮らしといった Well-being にどう接続するのかわかりやすく示していただきたい。企業としては、自社拠点等での既存活動の継続・発展とノウハウ等の共有が必要であり、また金融機関、NGO、アカデミア、自治体等との連携を深め具体的な活動につなげていくことも重要である。30by30達成に向けて、各主体の連携の基盤を整備し自然共生サイトの認定価値を高め、企業や地域主体の取組が市場や社会に適切に評価され、その評価が次の取組や投資判断に繋がる仕組みを構築することで、30by30の取組が面的に広がることを期待する。

市田（サントリーホールディングス株式会社）：（スライド 2～4 枚目）サントリーホールディングス株式会社（以下「当社」という）の企業目的は「人と自然と響きあい、豊かな生活文化を創造し、『人間の生命のちの輝き』をめざす。」である。当社にとってサステナビリティは新しい考え方ではなく、創業当初からの企業理念の追及そのものであると考えて活動している（スライド 2 枚目）。サステナビリティビジョンを掲げ、水、原料、容器包装、GHG、健康、人的資本及び人権の 7 つのテーマに沿って活動している。その中の「水」について、当社は、いい水がなければビール、清涼飲料水、ウイスキーを何一つつくり出すことができない企業なので、良質な地下水はサントリーの生命線であるにとらえている（スライド 3～4 枚目）。

（スライド 5～11 枚目）良質な地下水は森で育まれるため、地下水を守るためには工場で汲み上げる水よりも多くの水を森で涵養する必要があると考えてスタートしたのが、「サントリー天然水の森」の活動である。2003 年に阿蘇から始まり、全国で 27 か所、1 万 2000ha 以上の面積で取り組み、当社が工場で汲み上げる地下水の 2 倍以上の水量を涵養する「ウォーター・ポジティブ」を実現することで、自分たちの使う分だけでなく地元の環境にも還元している（スライド 5 枚目）。こうした活動は、やはり科学的根拠をもって取り組む必要があるため、様々な専門家と連携し取り組んでいる。また、森林での活動であるため、協定年数は短期間ではなく 30 年を単位として活動している。活動にあたっては、どのような森林にするのかビジョンを掲げて取り組んでいる。地下水は、降った雨が森林の土壌で受け止められ、長い年月をかけて岩盤層を通り抜けることで、製品として利用できるようになる。降った雨が地下水になるまでには 20 年以上かかるため、長期の取組が必要である。その際に重要なのが、森林の「フカフカな土」である。砂や粘土だけの無機質な土では雨水が浸み込まないので、森の中で落ち葉等の有機物が供給され、土壌生物等によりスポンジのような土壌が形成されるような森づくりを目指している。そのためには下草が重要であり、暗い森林では下草が生えず土も流れてしまうが、適度に間伐もおこなって光を入れると下草が生え、土が流れず、土壌生物も集まって「フカフカな土」になり、豊かな地下水が育まれる（スライド 6～8 枚目）。この活動は科学的根拠に基づくものであり、場所によって森の状態が異なるので、協定後にはまず調査を行う RPDCA サイクル（R は Research）で行っている。調査に基づいてビジョンを作り、地元の森林事業体と一緒に科学的検証をして、次のアクションにつなげている。様々な専門家と連携している点も特徴だが、当社の社員自ら現場に入り活動している点も特徴だと考えている（スライド 9 枚目）。この活動は 30by30 に向けた取組として自然共生サイトに申請し、現在 8 か所で認定されたところである。さらに、新規で 4 件、「天然水の森」だけでなくワイナリーも含めて申請している（スライド 10 枚目）。また、20 年以上の取組の経験から、良質な地下水を求めるには、土より上部の豊かな生態系ができる森林づくりが重要であることを学び、その基盤として土壌の健全化が重要であるという知見を得てきた。その知見を再生農業の取組に展開する活動を行っているが、生物多様性に関連する内容としては、生態ピラミッドを維持するために、その頂点に位置する猛禽類を指標として、その生息と繁殖のための空間構築や巣箱などの環境づくりを行っている。特にフクロウについては、営巣に適した大きな樹洞はほとんどない状態であり、巣箱をかけると半分ぐらいの確率で利用してくれている（スライド 11 枚目）。

（スライド 12～13 枚目）最も重要な課題は、サントリー天然水の森が社有地ではないことで

ある。自治体等の森林を無償で整備する協定を結んでいるため、活動にあたっては理解や共感を得られることを非常に重視している。例えば、活動計画や活動内容について自治体に説明する、協議会を開催して有識者に参加いただく、作業にあたっては現場で関係者が集まり議論しながら進める、地元住民の方々への説明会を行うなどしている（スライド 12 枚目）。もう 1 つの課題は、やはりシカの問題である。現在、約 200 カ所のシカ柵を設置しているが、小さな面積しか保護できていない。この問題を解決しないことには生物多様性の問題は解決しない。シカ柵の取組は自治体等と連携して継続していくが、最終的には密度調整も非常に重要だと考えている（スライド 13 枚目）。

<株式会社金沢大地発表（資料 3－3）>

井村（株式会社金沢大地）：石川県の金沢市と能登の約 180 ヘクタールで有機農業を実施しており、昨年、自然共生サイトに認定をいただいた。本日は、私たちの取組とその中で感じていること等をお話しさせていただく。現在、能登では珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、金沢近辺では金沢市、津幡町、内灘町、かほく市の計 8 市町村で、広域に有機農業を展開している。自然共生サイトに認定されたのは、食料増産の時代に、人工的に汽水湖を干拓してできた河北潟干拓地の有機圃場である。

（スライド 2 枚目）農業は日本では弥生時代、世界ではメソポタミア文明の時代から、長い歴史を持つ産業である。農業は自然資本からの恵みを最も受けている生業であり、生態系サービスの恩恵を受けているということを日々感じている。ただし、多くの農家は生活のための生産活動に目一杯で、生物多様性について一緒に語れる農家仲間はほとんどいない。農業は、化学合成農薬や化学肥料を多く使うため、生物多様性とはトレードオフの部分が多い業界である。この化学合成農薬と化学肥料の歴史は浅く、たった約 100 年前から普及が始まり、それに伴い農業生産性は大幅に向上した。現在の地球温暖化や生物多様性といった環境問題を考えると、これらの少し使い方を考えていく必要があるが、なかなか容易ではないという現実がある。

（スライド 3 枚目）私が有機農業を始めて 28 年が経つが、最初に「千年産業を目指して」という理念を掲げ、その中で「サステナビリティ」と「生物多様性」の 2 つを大きなテーマとした。その後、能登が世界農業遺産に認定されたことを受け、後者に文化という言葉を入れ、「生物文化多様性（Biocultural Diversity）」とした。これら 2 つをテーマに取り組んできた結果、自然共生サイトに認定いただいた。

私が 6、7 歳の頃に野生のトキとコウノトリは絶滅しており、28 年前に有機農業を始めたときは、私たちの圃場にコウノトリはいなかったが、約 7 年前からコウノトリを見るようになった。そこで、日本コウノトリの会の方にすすめられて、人工巣塔を建てたところ、コウノトリが営巣するようになり、現在までに 11 羽のヒナが私たちの有機圃場から巣立っている。やはり 28 年間まとまったエリアで化学合成農薬を使わずに、営農してきたことにより、餌となる生き物がすごく増えた、つまり生物多様性が豊かになったことが好影響を与えたのではないかなと思う。

（スライド 4 枚目）自然共生サイトに認定されたことを契機に、有機農業による環境の変化について、広く地域の仲間、市民の方に伝えていくための活動を行っている。左側の写真は河

北潟干拓地で、写真の右側あるポールが人工巣塔で、今ではコウノトリに見守られながら農業をしている。一方、能登では先日、邑知潟でトキの本州放鳥が初めて行われ、これから私たちの圃場にも、トキが来ることを期待している。そうなった時には、能登でも自然共生サイトに認定されるように、有機農業のエリアを拡大していきたいと考えている。なお、数日前の石川県の豪雨で、邑知潟がほとんど水没しており、仲間の農家は 30 ヘクタール、40 ヘクタール、80 ヘクタールの規模で刈り取り前の水田が冠水して、収穫不可能という状況になっている。

私たちは、自然資本の恩恵を受けると同時に、頻発化・激甚化してきた自然災害の影響を大きく受ける産業でもある。また、先ほどサントリーからシカの話があったが、2006 年に私が能登に参入した際は、能登にイノシシはおらず、食害で苦勞をしている丹波篠山などから視察に來た方に羨ましがられていた。しかし、あっという間に増えてしまい、10 年前に私の大豆畑約 40 ヘクタールが 2 週間でイノシシにすべて食べられるということが起こった。イノシシが大豆を食べるということを聞いておらず、完全に無防備であった。現在は、農林水産省の支援を受け、自分たちで少しずつ恒久柵を整備している。また、シカも能登半島で数頭見られるようになっており、今後、群れるようになると、先ほどのサントリーのスライドのような被害が広がる可能性がある。自然資本の恵みを受けながらも、自然とどう共生していくかということを考えていく必要がある。

(スライド 5 枚目) 最近私たちの会社に、TRE HOLDINGS という上場企業から業務提携の申し出があり、30by30 に向けた取組や能登の農業振興を協働で実施するために、業務提携を結んだ。そこで、TRE ホールディングの社員や株主に私たちの自然共生サイトで収穫したオーガニック米を送るという取組を去年から始めている。加えて、今年は自然共生サイトで収穫した米を、社員食堂用の米として購入いただくことも検討していただいている。私たちの農業は零細で、本当に小さな企業であるが、大きな企業に私たちの農産物を買っていただくことで、私たちの活動が広がっていくという可能性をもった出来事になったと思う。

(スライド 6 枚目) 農業界では、気候変動対策として、中干し期間延長やバイオ炭の鋤き込みという活動が、実際に経済的インセンティブにつながっており、農林水産省の補助金なども出ている。一方で、生物多様性保全の取組は十分に経済的インセンティブにつながっていないと感じている。気候変動と生物多様性の両方についての活動が、経済的インセンティブにつながっていくような政策が充実していけば、活動仲間が増えていくのではないかなと思う。

(スライド 7 枚目) 私たち農産業がネイチャーポジティブに資するような生業になるためには、NGO、有識者、企業、消費者の皆さんに、私たちの取組に関心を持っていただき、そして一緒に活動していくことが重要であり、私たちのみでは到底活動を広めていくことはできない。こういった連携により、活動仲間が増えていくことがキーとなると思う。

(スライド 8 枚目) 「自然資本の恵みに感謝して地域の生業を守る」ことを目指しているが、農産業の立場からは、この守る人を社会がどう支えていくのかについては、この場で議論していただきたい。

< 山川町漁業協同組合発表 (資料 3-4) >

川畑 (山川町漁業協同組合): 「みんなで取り組む海の保全活動」と題して取組を紹介する。私は

指宿市の山川町漁業協同組合に所属する漁師であり、定置網を操業している。

（スライド 3～6 枚目）これは平成 21 年の海の中の様子で、典型的な磯焼けの状態である。これに対応するため、平成 21 年から水産庁の環境・生態系保全活動支援事業（現在の水産多面的機能発揮対策事業）を活用して、ガンガゼウニの密度管理をしてきた。大量発生しているガンガゼウニをつぶすことで駆除し、岩肌を露出させ、その後、種の供給のため母藻を海中に提供すると、5 年後の平成 26 年には、約 12 ヘクタールの藻場の再生に成功した。

（スライド 7～8 枚目）昨今は気候変動で海水温が上昇しており、それに伴いガンガゼ以外の魚が藻を食べるようになってきている。具体的にはイスズミがホンダワラ等の海藻、アイゴがアマモ等の海草を食べている。漁業者としても何等かの対策が必要であると考え、網で藻場を囲ったところ、網の中は海藻・海草やその他の生き物が豊かな環境が形成された。重要な点であるが、なぜ藻場がなくなったかと、どのように再生させるかということを丁寧に説明することで、先輩の漁業者にも積極的に活動に参加していただけた。

（スライド 9 枚目）農林水産省のセンサスによると、全国で漁業者は年間で 6,000 人ずつ減少しており、2035 年には 6 万人を切ると予測されている。漁業者の役割には、魚を獲って皆さんに食べてもらう動物性タンパク質の供給源という役割、不審船監視などの国境監視機能、持続可能な水産業のための藻場再生等の沿岸域の維持・管理・保全の役割がある。（スライド 10 枚目）ただし、減少しつつある漁業者がこういった役割を果たすのは困難かと思っていたところ、2015 年に SDGs ができ、目標 14 に関連して最近ブルーカーボンという言葉が社会に浸透しているように、SDGs が私たちの活動の追い風になっている。

（スライド 11～12 枚目）企業側からの海の環境を守るための活動に参加したいという提案を受け、漁協としても裾野を広げて、企業が参画する余地を作ろうとなり、アマモ再生の活動や学校教育における環境体験学習と一緒に取り組んでいる。具体的には、アマモマットを子供たちと一緒に作成し、網で囲った海域に設置することで、アマモを再生させた。令和 5 年に 100 m² のアマモマットを網の中に設置したところ、そこから種が供給されるという自然再生によってアマモの面積が 1235m² に拡大した。

（スライド 13～16 枚目）海藻のポテンシャルには、当然持続可能な水産業への寄与がある。また、二酸化炭素の吸収源として気候変動対策の役割を持ち、現在の社会課題の解決にも寄与している。私たちの山川町漁協が鹿児島県で初めて、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合による J ブルークレジットの認証を受けた。また、海藻には生態系・生物多様性保全のポテンシャルもある。山川町漁協では 2023 年後期に、全国の漁協・漁業者主体として初めての自然共生サイトの認定を受けた。山川町漁協の認定がモデルとなり、奄美大島で海域の自然共生サイトが認定され、宮崎県、佐賀県、長崎県でも漁業者主体で自然共生サイトが認定されるなど、海域でも認定が拡大しつつある。また、自然共生サイト認定や J ブルークレジット認証には企業も参画しているので、こういった企業に、単に CSR としてお金を出してもらうのみではなく、何等かの還元を検討していくことが重要である。（スライド 17 枚目）自然共生サイトの認定を活用するために、魚に自然共生サイトのマークを張って市場に出荷することを約 1 年続けているが、まだ浸透していないと感じている。自分たちの活動への理解を得るのは容易ではないことを痛感しているところだが、継続が大事であると思うので、今後も継続する。（スライド 18 枚

目) 我々の取組が 2024 年 12 月イタリアで開催された G7 で紹介された。

(スライド 19 枚目) 今後の展望の一つに未利用魚イスズミの活用がある。イスズミは 1 日に体重の 5%の海藻を食べると言われており、3 キロのイスズミの場合は 150 グラムの海藻を食べることになる。150 グラムの海藻といってもなかなかイメージできないと思うが、スーパーに売っている乾燥わかめがおおよそ 1 袋 15 グラムで、水に戻すと 150 グラムになる。山川町漁協では、磯焼けの原因となるが市場にはあまり流通していないイスズミを活用するために、イスズミの弁当を開発した。目的は、単に未利用魚を食べて漁業者を助けるということではなく、海藻を食害するイスズミを食べることによって、海が身近でない人でも、豊かな海作りに貢献できるというストーリーを意識して食べてもらうことにある。また市場価値が非常に低く、捨てられることが多いイスズミが、お弁当の食材として扱われることで、価値が向上し、漁業者の所得向上につながることも期待される。こういった効果により、漁業者の減少を食い止めることができないかと考えている。

(スライド 20 枚目) 今後の展望として、環境省の良好な環境を活用した観光モデル事業に取り組んでいる。鹿児島中央方駅と指宿駅の間を走る特急列車たまたま箱号の車内でイスズミ弁当を食べてもらうことなどを、現在、JR 九州と調整している。現在起こっている異常気象を「誰かが解決してくれる」とか「自分には関係ない」と思うのではなく、解決していくことができる仕掛け作りが重要である。海には多くの取組の可能性があるので、皆で一緒に取り組める場所を作っていくことが大事である。また、その先として、イスズミ弁当のように、外部の人にも豊かな海作りに貢献できるということを知ってもらうことも重要である。

(スライド 21~27 枚目) 観光モデル事業では、SUP を使ったアマモの種まき体験活動、実際に海に入ってのアマモの種取り作業を実施している。また、指宿は砂蒸し温泉が有名であり、SUP 等の環境経験と組み合わせたツアーを構築している。藻場再生の結果、おいしい魚が食べられるということを知ってもらうために、私の自宅で漁師飯を食べてもらうことや魚の調理体験を実施している。山川町はカツオの水揚げ基地になっており、本枯節という最高級の鰹節が伝統的な製法で生産されている(全国で 7 割のシェアを占める)。このような伝統・文化・歴史を学ぶようなツアーも構築しており、山川という場所を広く知ってもらうことを目指している。

(スライド 28 枚目) 写真は一緒に活動するメンバーで、このような方々と一緒に山川の沿岸域の保全に懸命に取り組んでいる。

<質疑>

藤田(東北大学): 経団連の発表でも指摘があったように、企業の発表に共通して、自然共生サイトの認定をお金の流れ、価値の見える化、金融にどのように結びつけていくのかに課題があると感じた。これに関連し、自然共生サイト計 610 件のうち、企業のバリューチェーンに関係する認定で TNFD 等の情報開示に含むことができるものと、バリューチェーン以外のところでの認定で TNFD 等の情報開示に含むことができないものの比率を教えてください。また、例えば自然共生サイトの支援証明書に価値付けを行うといったときに、自然共生サイトで、英国の BNG のようなクレジットの創出といった制度に結びつけていくといった考えを国として検討しているかをお聞きしたい。

奥田（環境省）：認定された自然共生サイトに調査票を送って、申請者の情報収集をしている。例えば、企業であればどの分野（製造業、食品産業など）なのか、実際に農産物を生産しているかなどは調査しているが、ご指摘いただいたようなバリューチェーンの中で位置付けについては確認できていない。ご指摘を受けて、そういった視点での情報収集も必要かもしれないと感じた。2点目の質問については、説明を簡略化したが、資料1-1の26~27ページに生物多様性の価値評価について紹介している。将来的な、生物多様性の価値取引も見据えて、まずは自然共生サイトで、クレジットのような形ができないか検討を進めたいと考えている。

藤田（東北大学）：サントリー、金沢大地、山川町漁協に、自然共生サイト認定の効果について伺いたい。サントリーでは、本業の場所である天然水の森が自然共生サイトの認定を受けており、本業を通じて水源を涵養したり、生物多様性を向上させたりという価値を創出しているが、その場所をさらに自然共生サイトにすることで、どのようなビジネス価値が生まれたのかお聞きしたい。金沢大地では有機農業に長く力を入れており、有機農業で収益を上げたり、様々な認証を取得したりしているが、ブランド価値の向上による消費者による購入にどの程度つながっているのかをお聞きしたい。山川町漁協は、企業と連携してJブルークレジットや藻場造成に取り組まれているが、企業がどの程度コストをかけて一緒に取り組んでいるのか伺いたい（例えば、Jブルークレジットであれば吸収量の測定や見える化を企業が実施しているか等）。

市田（サントリーホールディングス株式会社）：自然共生サイトの認定が売上に直結していると言える状況までは至っていないと思う。サントリーとして、世界的な目標に取り組んでいるというアピールの意味も含めて、自然共生サイトに真っ先に取り組もうと思い、2023年の試行段階で手を挙げさせていただき、その後、様々な機会に登壇し、自社の取組についてアピールしてきた。自然共生サイトの認定前から、もともと我々の天然水の森ではモニタリング等の活動を実施しており、そのまま自然共生サイトの認定を受けられるということもあり申請を進めた。自社の取組の認知を高めるためにも、まずは可能な限り多くのサイトの認定を目指し、現在8カ所の認定に至っている。

川畑（山川町漁業協同組合）：自然共生サイト認定のメリットとして、魚の価値が上がり、それに伴い、原材料の調達先として選ばれるようになることを期待している。自身の考えとして、メリットは人からもらうものではなく、自分で作っていくものだと考えており、自分たちで価値を作っていきたいと思う。ブルーカーボンのプロジェクトには結構な資金がかかる。山川町漁協がJブルークレジットの認定を受けている吸収量は0.4トンであり、クレジットの平均単価が約7万円／トンなので、0.4トン×7万円はたった2万8千円程度であり、これを企業に購入してもらっても活動資金にはならないし、企業側のカーボンオフセットとしても微々たるものである。では、どのように資金を集めているかという点、我々と藻場造成の活動を一緒にやることによって、企業の社会的な価値を高めることができるということで、協議会を設置し、入会金3千円と企業からは一口10万円の資金提供を受けており、それを原資として活動している。今はJブルークレジットの認定は小規模であり、自分たちの活動で排出される二酸化炭素を、認定された0.4トンでオフセットするという、エコな活動をまずは目指している。今後、アマモ場が拡大していけば、当然吸収量も増えてくるので、将来的には企業にカーボンオフセットとして活用いただくことも目指していきたい。

井村（株式会社金沢大地）：28年前はまだ有機 JAS 認証もなく、オーガニック農産物を扱うマーケットも全くなく、オーガニックに対する認知もほぼなかった。そのような状況でスタートして、少しずつ生産量を上げて、販売活動を進めてきた結果、徐々に活動が広がってきたと感じている。オーガニック市場の規模は EU で約 4 兆円、米国で約 5 兆円と言われているなかで、日本では様々なデータがあるが、自身の感覚では 3000 億程度しかまだないと思っている。このように、海外と比べれば日本のオーガニック市場は小規模であるが、以前はオーガニックを選択する理由として化学物質過敏症といった理由が多かったところ、環境問題や SDGs を意識する顧客が少しずつ増えていると感じている。私たちの農産物を購入するお客さんについて、安全安心や自分の健康のための購入という観点に加えて、私たちの商品を選ぶことによって生物多様性保全に貢献にするとという観点を拡大していくために、消費者に響くような商品開発と活動を行い、情報発信をしていきたいと考えている。

議事 4 各セクターからの発表・意見交換（自治体）

<名古屋市発表（資料 4－1）>

蟹江（名古屋市）：名古屋市の 30by30 やネイチャーポジティブに関する取組等を紹介させていただく。

（スライド 2～3 枚目）名古屋市は人口が 233 万人の大規模な市である。名古屋市は、自動車の輸出台数が多く、貿易黒字額が 27 年連続日本一ということで、豊かな経済力で有名ではあるが、そうしたなかで私たちは生物多様性保全にも積極的に取り組んでいる。

（スライド 4～6 枚目）昆明・モントリオール生物多様性枠組や国家戦略を踏まえ、2030 年为目标とした生物多様性保全の実行計画を、令和 5 年 10 月に策定した。同計画では、幅広い課題に対し、2030 年まで何に優先的に取り組むかを明確に示している。同日に、政令指定都市としては初めてのネイチャーポジティブ宣言を行った。名古屋市では、昨年度末時点で、6 サイトが自然共生サイトに認定されている。そのうちの 3 サイトについては、本市が申請主体となって認定いただいた。しかし、まだ面積は小さく、OECD ベースでは市域の 0.3%のみである。名古屋市は市街化区域が約 93%を占めているため、今後の拡大は容易ではない。

（スライド 7～9 枚目）市民や事業者が、生物多様性に配慮した緑化を進めるためのガイドラインを令和 5 年に作成した。昨年度は、補足資料として、名古屋地域の在来種の植物リストや、植えてはいけない／植えることを推奨していない外来種リストを作成した。他部署とも連携し、積極的にこれらのガイドラインの使用を呼びかけている（スライド 7 枚目）。このガイドラインを使用して、都心の生きもの復活事業として、事業者や市民団体の皆さんとの協働により、生物多様性に配慮した緑化を進めることで、生態系の回復を図りつつ、普及啓発を図るための事業を実施している。本事業では先ほどのガイドラインに沿った緑化計画を作成いただくことで、苗などの資材を提供している（スライド 8 枚目）。同事業に関連して、令和 3 年から市役所の庁舎に、生物多様性緑化に特化した花壇を設けており、昨年度からは学生と協働での維持管理や普及啓発を行っている（スライド 9 枚目）。

（スライド 10 枚目）Biome（バイーム）のアプリを使った「なごやいきものクエスト」を実施している。保全活動というのはあまり身近なものではないと思い、まずは親しみを持って

もらうことで、保全活動の拡大を図ることを目的としている。また、バイオームからデータが提供される仕組みとなっているため、本市の情報データベース強化につながると考えている。

（スライド 11～12 枚目）本市は市街化が進んでいるが、周辺部をはじめとし、市内各所に貴重な自然が残されている。こうした自然を守っていくためには、事業者には生物多様性に配慮しながら開発事業を行っていただくことが重要である。そこで、令和 6 年に、生物多様性保全上重要性の高い場所を見える化した生物多様性重要エリアマップを作成して公開した。地図の緑色が濃いところが保全上の重要性が高く、赤色は特に重要なエリアとして設定している。このマップを活用して、事業者が開発予定地の生物多様性の価値を認識することで、自主的に配慮を促すことを目的としている。有識者からは、配慮を義務付けるのは難しいと言われている。このマップの積極的な活用を促していきたいと考えている（スライド 11 枚目）。生物多様性重要エリアマップの取組について、令和 6 年度に国交省のグリーンインフラ大賞に応募し、計画部門の優秀賞を受賞した（スライド 12 枚目）。

（スライド 13 枚目）先ほど事業者との連携について話したが、個人向けの施策が十分ではないという課題がある。そこで、今年 3 月から、ホームセンターのカインズと協定を結び、在来種に特化した苗のコーナーを設置している。先ほど説明した在来植物リストから選定した 10 個程度を、「なごやの苗」と命名し、市内のカインズの店舗で販売をしている。今年の春から実施しており、この秋にもキャンペーン等を実施予定である。

（スライド 14～18 枚目）市民や事業者の方々と一緒に取り組んでいくために、なごやネイチャーポジティブパートナー制度を設けている。現在、172 の事業者・団体を認定しており、事業者間のマッチングを進めていきたいと考えている。マッチングの事例を 2 つ紹介する。一つ目は、山崎製パンと NPO 法人なごや東山の森づくりの会のマッチング事例である（スライド 15 枚目）。昨年度は、コッペパン 1 個の売上につき 1 円を、自然共生サイトで活動しているなごや東山の森づくりの会に寄付した（計約 8 万円を寄付）（スライド 16 枚目）。今年も明日 9 月 1 日から 1 か月間、左下の写真のパンを買うと、1 個 1 円を寄付できるので、愛知、岐阜、三重の東海 3 県と富山、福井、石川の北陸中心のプロジェクトではあるが、ぜひ見かけた際は、ご購入いただければと思う。マッチングの 2 つ目の事例も自然共生サイトに関連するもので、守山区に本社を置くフジ建設と水源の森と八竜湿地を守る会の事例である（スライド 17 枚目）。内容はフジ建設の社員の保全活動への参加であり、今年の秋に実施予定である（スライド 18 枚目）。

（スライド 19～23 枚目）取組を進める上での課題・悩みを 2 つ紹介する。アンケートで生物多様性の認知度を調べており、約 8 割程度の認知度はあるが、実際に生物多様性に配慮した行動している市民の割合は、約 50% まで下がってしまう。今後はいかに行動変容につなげていくかが課題である（スライド 19 枚目）。2 つ目の課題は、企業との連携強化である。先ほど説明したパートナー制度のマッチング件数がまだ少ないので、増やしていくことが重要である。また、保全団体の活動に必要な資金が不足していること、市の予算も厳しいことなどから、資金の確保も課題である（スライド 20 枚目）。こういった課題を踏まえ、認知度の向上と行動変容のきっかけづくりのために、今年の春から、市役所の屋上で養蜂を行うミツバチプロジェクトを開始した。地元のマスコミに取り上げられ、大きな反響をいただいている。ミツバチは、生物多様性にとって重要な花粉媒介者であり、市民に学んでいただける非常に分かりやすい事例であ

ると考えている。名古屋市養蜂組合と協定を結び実施をしており、政令指定都市の市役所本庁では初めての取組である（スライド 21 枚目）。本プロジェクトのスキームとして、養蜂は養蜂組合が実施し、市は庁舎の手続きや普及啓発を主に担当をしている。市民にとって関心の高い「食」という分野であり、プロジェクトをきっかけに、行動変容につなげていければと考えている（スライド 22 枚目）。企業との連携強化のために、マッチングイベントを令和 8 年 3 月に実施した。現状では、まだマッチングに至っていないが、今後も実施していきたいと考えている（スライド 23 枚目）。

（スライド 25 枚目）最後に、生物多様性の主流化が一番の課題と考えており、各ステークホルダーが一体となって取り組んでいきたいと思っている。また、カインズからも話があったが、やはり民間企業にとっては利益が重要であるため、利益を確保しながら取組を進めていくことが重要であるとする。

< 鹿島市発表（資料 4－2） >

室井（鹿島市）：佐賀県鹿島市自然共生サイト「ななうら 干潟とめだかの里」の取組について紹介する。本日は、有明海の特産種ワラスボのという魚の被り物をかぶって発表する。この被り物は鹿島市内の小学生に対して、自然のつながり、食物連鎖について伝える環境教育の授業を行う際に、子ども達にもかぶってもらい、ワラスボは鳥に食べられるということを説明している。

（スライド 2 枚目）鹿島市は佐賀県の南西部に位置し、人口約 2 万 7000 人である。自然環境の特徴として、西に県内最高峰の経ヶ岳、東に国内最大の干潟を有する有明海が広がっている。山から海までの距離がとても近いことが特徴であり、市内に多様な環境が存在している。観光面では日本三大稲荷の祐徳稲荷神社がある。

（スライド 3 枚目）自然共生サイト「ななうら 干潟とめだかの里」は市内の多様な環境を代表するサイトである。干潟ゾーン、音成川ゾーン、里山・水路・ビオトープを含むめだかの楽校ゾーンの 3 つのゾーンで構成される。面積は約 3 ヘクタールで、サイト内で 256 種類の動植物が確認されており、うち 52 種が環境省レッドリスト掲載種である。

（スライド 4～6 枚目）サイトでの活動について、干潟ゾーンでは、市内小学生に向けて干潟の生き物探しをテーマにした干潟体験の授業を実施している。授業中に小学生が見つけた生き物を記録し、モニタリング調査の結果として活用している。また、干潟ゾーンでは道の駅鹿島の事業として、伝統漁法のむつかけ漁、すばかき漁などを体験する干潟体験を実施している。その他にも、干潟ゾーンは、約 2,000 人が参加する全国的に有名なガタリンピックの開催場所にもなっている（スライド 4 枚目）。音成川ゾーンでは、道の駅鹿島の事業として、伝統漁法たなじぶ漁が体験できる。また、その近辺では、石積みの中に入ってくる魚を捕らえる伝統漁法のうなぎ塚の継承と生物調査を実施している。今年 8 月 9 日には、地元の小学生が約 15 名参加し、生き物が隠れる隙間ができるように石の投入と石を起こすというようなイベントを実施した（スライド 5 枚目）。めだかの楽校ゾーンでは、近辺の江戸時代以前から続く天子神社に県の指定重要経文化財「音成の面浮立」が奉納されており、祭祀の前には清掃活動や水路の泥上げなどを実施している。また、30 年ほど前、農業用水路整備事業が行われた際に、地元から水路

の石積みを維持するよう要望があり、現在でもコンクリートではなく、石積みの水路を維持している。このような地元を大切に思う気持ちが、生き物の生息環境の維持へとつながっている場所である（スライド6枚目）。

（スライド7～8枚目）ななうら 干潟とめだかの里における、令和8年度の計画を紹介する。6月7日に自然共生サイトに関する SNS の動画や写真を発信するためのワークショップを実施した。7月11日に、市民向け環境フォーラムを実施した。8月9日に、先ほど説明した石の投入や浮石作りイベントを実施した。来月9月19日にめだかの楽校で里山の生き物探しイベント、10月4日に企業を対象とした干潟で学ぶ「ガタふみ体験」と生物多様性勉強会を実施予定である。その他にも、年度内に自然共生サイトの案内看板、説明ポスター、パンフレットの作成を計画している（スライド7枚目）。10月4日の干潟で学ぶ「ガタふみ体験」と生物多様性勉強会の背景として、令和7年度に企業を対象に生物多様性保全に関する意識調査を行った。結果、「生物多様性の保全を初めて聞いたが興味がある」「予定はないが今後取り組みたい」「取り組みたいがどうしたらよいか分からない」という声が多く聞かれた。こういった回答をした企業に、学習会を開催したら参加するかを聞いたところ、半数以上が参加したいと回答したことを受け、企業向けの勉強会を開催することになった。人的・経済的・技術的な支援を獲得するために、まずは市内企業をターゲットとして開催予定である（スライド8枚目）。

（スライド9～10枚目）課題と今後の期待について説明する。1つ目は、自然共生サイトの3つのゾーン毎の人の受け入れ体制の整理が必要であると感じている。具体的には、干潟ゾーンについては、体験等を実施していることから、多くの人に来てほしいという要望があるが、めだかの楽校ゾーンに関しましては、人が多く来ると環境が荒れてしまうため、来訪者を絞りたいという意向がある。2つ目は、多くの自治体でも課題として挙げられていると思うが、関係者の高齢化、活動の持続が大きな課題である。活動と一緒にしてくれる活動人口の獲得、そして企業支援の獲得が目下の課題である。今後、TNFD 開示等が進むと、活動を行いたいけれども場がないという企業も増えてくると思う。そのため、そういった企業を受け入れ、活動の場となれるよう検討を進めているところである。

<西栗倉村（資料4－3）>

春名（西栗倉村）：今日は、西栗倉村がこれまで取り組んできた「百年の森構想」を土台として、森林のみでなく河川、農地、集落まで含めた自然資本を、これからどう地域経営につなげていこうとしているのかをお話をさせていただく。先行事例というよりは今まさに取り組んでいること、そこから見えてきた課題を中心に紹介する。

（スライド2枚目）西栗倉村は人口約1300人の小さな村であり、村土の92.6%が森林で、そのうち83.6%がスギ・ヒノキを中心とした人工林である。森林をどうするかということは単なる林業政策ではなくて、村そのものをどう維持していくかという問題であった。そこで2008年に百年の森構想を掲げ、森林管理から木材活用、さらに木質バイオマスや小水力などの脱炭素、ローカルベンチャーや関係人口づくりへと取組を広げてきた。私たちは森林を管理しなければならないという「負担」としてではなく、暮らしや仕事を支える地域の基盤として扱ってきたということが前提となる。

(スライド 3~4 枚目) 西栗倉村として、30by30 は、単に 30%という面積を確保するのみではなく、その場所に誰が関わって、誰が管理を続けていくのかが重要であると考えている。西栗倉村では森林のみではなく河川、農地・水路、集落、そして観光・脱炭素など自然と人の営みが重なっている。これらを切り離すのではなく、暮らしや産業、そして管理する人をどうつなぐかを村としての 30×30 の焦点にしたいと考えている(スライド 3 枚目)。実際に、村内では百年の森事業による森林管理、知社川の河川再生、小水力発電事業、木質バイオマス、環境学習など既に色々な取組が動いている。農地では村内事業者のエーゼログループが、Bio 田んぼの取組を進めており、田んぼは農業生産のみの場ではなく、生き物の生息環境や教育、交流などにもつながる取組になっている。一方で、このような農地や水路での取組を生物多様性地域戦略や自然共生サイトなどにどう位置づけていくかは、これから具体的に整理していくところである。また、百森 2.0 や森林 RE Design として、森林を経済林、里山林、自然環境林など、機能に応じて区分する方向性もあるが、村全体のゾーニングが完了しているわけではない。つまり、個別の実践はすでにあるが、それを地域全体の戦略や空間計画、評価指標として一つに統合していくことがこれからの仕事である(スライド 4 枚目)。

(スライド 5 枚目) 具体例として知社川の取組を紹介する。知社川では、堰が生き物の移動を妨げている場所があるため、第一堰と第二堰に仮設の遡上路を設置したところ、その後、オオサンショウウオや魚類の通過を確認した。また、環境 DNA を使って、流域の魚類層の把握も始めている。さらに上流では、オオサンショウウオの自然産卵床と幼生を確認している。大学・高専のみではなく、学校の子どもたちや地域事業者・企業などにも参加いただき、バープ工やビオトープ作りにも取り組んでいる。小さく試して、科学で確かめて、関係者を増やしていく、そのためのデータと実践が少しずつ積み上がってきた段階だと考えている。

(スライド 6 枚目) こうした実践を村全体に広げるためには、大きく 3 つの壁があると感じている。まず 1 つ目は、「測る」ということである。そもそも生物や生態系の基礎データが十分ではなく、継続的にモニタリングする費用や人材、そして何をもって改善したかという評価指標が必要だと考えている。2 つ目は「計画」である。人工林が非常に多い村であるため、今後どこを木材生産のための経済林とするのか、どこを広葉樹林化し自然環境林へ近づけていくのか、さらに森林のみでなく河川、農地、水路まで含めて空間的に考える必要があると考えている。また、森林所有者や地域との合意形成も必要だと思っている。3 つ目が「続ける」である。補助金のみでは活動は長期的に続かないので、自然からの価値を受ける企業や利用者などから、管理や再生を担う現場に資金をどう流していくか、誰がその役割を担うのかが課題である。この「測る」「計画する」「続ける」をどう具体化するかが今後の大きな課題である。

(スライド 7 枚目) そのために、2030 年に向けては、それぞれの主体の強みを一つの地域目標につなぐことが重要だと考える。国・県には制度や継続的な財源の確保、大学・研究機関には基礎調査やモニタリング、科学的な評価、企業・金融機関には資金のみではなく技術、人材研修、事業作り、投融資、地域事業者には林業、農業、観光などの現場の実装、住民や若い世代には参加して地域の将来を一緒に考えることを期待している。村の役割は、方向を示して、それぞれの主体をつないで、実装を調整することだと考えている。自然からの価値を受ける側が、知見・人材・資金を現場に戻すような循環を作っていきたいと思っている。

(スライド 8 枚目) 最後に、西栗倉村が今後取組を進めていく上で、特に大きな課題を 3 つに整理した。1 つ目は、人工林が大部分を占める地域で、生物多様性の状態や回復を、何を指標として測っていくのかである。これは人工林に限った問題ではないが、西栗倉村は人工林率が非常に高いため、地域にあった評価指標をどう設定するかが課題であると考えている。2 つ目は、経済林、里山林、自然環境林といった森林の機能分化を、制度や財源、地域の合意形成を含めてどう実装していくかである。3 つ目が、自然共生サイト等も含め、企業、大学、住民などが継続的に関わって、資金や人材が現場に戻る仕組みをどう作るのかであり、これを具体化していくことが今後の課題だと考えている。村では、自然を守ることを、地域が生き続ける仕組みに変えるという方向性をもって、今後も取組を進めていきたいと思っている。

<質疑>

中静(東北大学名誉教授): 名古屋市の生物多様性重要エリアマップは非常に素晴らしいマップである。具体的に名古屋市の事業や民間事業等で、このマップを利用してグリーンインフラを作った例があればご紹介いただきたい。

蟹江(名古屋市): 現状ではまだそういった事例はない。令和 6 年度に公開したマップであり、作るきっかけとなったのが、地元の団体と開発業者の間でのトラブルだったので、マップへの需要はあると考えている、引き続き、広報を進めていきたい。

藤田(東北大学): 地域プロジェクトにおいては目標値の設定が悩ましい。1 つ目の質問は、科学的に、生物多様性にとって適切な目標値と、地元が望む目標値で乖離が生じる場合がありうるが、それをどのように擦り合わせていくのかをお聞きしたい。もう 1 つは、自治体ではお金の流れを作るのが難しく、観光や地域ブランド製品、環境教育イベントといったものに収まってしまう。国に質問すべきかもしれないが、例えば、自然由来の J クレジットやネイチャーテックのようなものを使った新しい市場といった、もう一歩踏み込んだ政策を考えているか、どのように日々悩みながら取り組んでいるのか、教えていただきたい。

蟹江(名古屋市): 1 つ目の目標値の設定は、非常に悩ましい問題である。保全団体などには、かなり高い理想値があるが、現実的な目標値とはギャップがある場合もある。行政としては、保全団体のみではなく、市民や事業者の意識を高めていくことを主に考えている。まずは、主流化を念頭に置きながら、取組を進めていくことが重要であると思っている。そうしたなかで、現状では高い目標値は難しいが、少しでも理想的な目標値に近づくようなになればと思う。2 つ目の資金やお金の流れについては、企業版ふるさと納税なども活用しながら取組を進めていきたいと考えている。先ほどご説明した山崎製パンは支援証明書を昨年取得しているが、さらに踏み込んで価値付けができれば、もっと拡大していくのではないかなと思う。

室井(鹿島市): 目標値については、干潟ゾーンではムツゴロウ、川ゾーンではウナギ、里山ゾーンではメダカといった、ゾーン毎の指標種を設定している。これらの種の増減が評価指標になると思うので、市民も巻き込んで、目測でカウントする形でモニタリングを継続していきたいと考えている。お金の流れについては、先ほど説明した通り、干潟ゾーンでは体験活動を実施しているので、多くの観光客に入ってきてほしいと考えている。そこで、例えば干潟ゾーンでの環境教育コンテンツを作り、参加費を徴収し、その収入を各活動団体に振り分けていくよう

な仕組みができればよい。そういうことをすでに昨年話し合っているが、実装はまだである。

春名（西栗倉村）：2つ目の質問について、村としては生物多様性保全を暮らしに落としとしていきたいので、もちろん経済につなげていくことが望ましいと考えている。今、森林由来のJクレジットが現実的になっているので、そういった動きに期待するところはある。

森田（慶応義塾大学）：民間やNPOを軸にできることからやっていくと、自治体として目指している目標の一部のみしか達成できない場合があると思うので、公的な自治体そのものが介入して引っ張っていくことが、スケールアップには大事だと思う。特に、名古屋市は、名古屋議定書もあり、世界的にも有名な都市であり、都市の生物多様性保全の文脈でモデルとして期待されている部分があると思う。名古屋市の生物多様性戦略の実行計画には、初めの方に都市計画をどうするかといったかなり大きなビジョンが書かれている。その後の事例も興味深いですが、それらが大きなスケールの都市計画にどうつながっていくのがイメージできなかった。例えば防災の役割や都市中心部と生態系が豊かな近郊との関係性をスケールアップさせるには、どういう対応が今後考えられるか。予算確保が難しいかもしれないが、他の自治体と比べると大きな都市なので、様々な資金調達のあり方があるのではないかと思う。

蟹江（名古屋市）：名古屋市では昨年度末に、我々環境局のみではなく街づくり、公園、道路、河川を所管する様々な局が参画して、グリーンインフラガイドラインを策定した。庁内で開催される様々な会議に参加する際に、生物多様性やネイチャーポジティブの考え方を取り入れるように、絶えず発言をしている。人口200万を超える都市であるが、自然と共生する世界という大きな目標があるので、生物多様性の考えを取り入れた街づくりを行い、目標に少しでも近づいていきたいと考えている。

<全体を通しての質疑等>

長田（環境省）：各活動主体の皆様からの事例発表には、量だけでなくどのように質を高めていくか、取組をどうお金の流れにつなげていくかといった、共通するテーマがいくつかあった。また、今後の取組に関する国への提言もいただいた。未来対話ということで、有識者のみではなく、省庁、自治体、企業、NGOの皆様も含め、意見交換ができればと思う。

藤田（東北大学）：30by30ロードマップには経済産業省も参画しているが、経済産業省がコミットするような、未来のネイチャーポジティブへの関わり方はないのか。ネイチャーテックが一例で、他にも世界経済フォーラムが大きな市場があると繰り返し言っているように様々な分野があるが、なかなか見えてこないなので、この部分についてご意見いただきたい。

奥田（環境省）：ネイチャーポジティブ経済の戦略には、経済産業省も連名で入ってもらっている。この30by30ロードマップ自体は、経済産業省も含めた多くの省庁が参画する生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議で作成しており、中間評価についても同会議で最終決定する予定である。30by30ロードマップ自体は、エリアベースに焦点をあてて、環境省のみではなく農林水産省、国土交通省も深く関わるような形で作成した、ある意味クラシカルなものとなっている。ただし、藤田先生のご指摘の通り、それらを支え、さらに高めていくために、経済的な側面からどのようにアプローチしていくかという観点は非常に重要だと思うので、ご指摘も踏まえて経済産業省と協議をしていきたい。

森田（慶応義塾大学）：気候変動やネイチャーベースソリューションの観点では、国土交通省の役割が重要であり、もう少し国土交通省的な観点を強調してもよいと思う。気候変動の適応策の議論では、生物多様性との関係が重要視されている中で、気候変動の今後の影響の予測との関係で、「ここはハードインフラでないと無理だ」という兼ね合いは難しく、自治体にとって、最適な取組を判断するのは難しいと思う。もう 1 点、経団連自然保護協議会に質問がある。昔よりも企業の生物多様性への関心が高まっていて、TNFD には主に大企業がかかわると思うが、30by30 であれば、中小企業も関われるかもしれないと思っている。感覚的に今回発表いただいた取組は、割と昔から頑張られているタイプの取組が多かった印象であるが、新たに様々な企業や業界を巻き込んでいるのかということ、感覚でもよいので教えていただきたい。

高橋（国土交通省）：森田先生および先ほど中村先生からもご指摘があったので、次回、第 2 回未来対話で国土交通省からの発表の場を設けさせていただきたい。

饗場（経団連自然保護協議会）：現状、自然共生サイトについては、おそらく今までやってきた自然共生活動が、自然共生サイトの認定基準に合致し、認定を受けられそうということで応募しているケースが多い印象であり、新規の活動が始まっているかということ、まだこれからというところかと思う。生物多様性保全を行うことが、企業価値につながるという説明があまり明確にできないと思っており、やりやすいところから少しずつ進めていくしかないと思っている。バリューチェーンに組み込まれているようなサイトはやりやすいかもしれないし、おそらく業種や地域に応じて違いがあると思うので、一律に議論するのは難しいが、個別では様々なメリットがあると思うので、企業価値につながるという認識を高めていく中で、新たな活動が広がっていくと思う。中小企業については、実態を聞くと家族経営のような企業も多いが、そういった企業では、気候変動関連で二酸化炭素排出を測るだけでも精一杯なところも相当多く、それ以上何をやったらよいか分からないという話を聞く。やはり、行政や地域の方のサポートを得て、情報提供、見える化を進めて、意識を高めていくところから少しずつ取り組んでいくしかないと思っているので、皆さんと一緒に進めていければと思う。

中村（北海道大学名誉教授）：この未来対話の出口についてコメントがある。今回、企業、自治体、NGO の発表を通じて、主張されている課題や、今後に向けた論点を整理できると思う。その整理をした後、最終的な出口として、各省庁や各ステークホルダーがどんな形で前に進んでいけばよいかといった、具体性のある議論ができるとよい。今回で、鍵となる課題がある程度見えてきたと思うので、それらをどんな形で解決していくのか、容易ではないことは承知しているが、一歩でも前に具体的に踏み出せるような議論ができればよい。あと 1 回では十分な議論は難しいかもしれない。

角谷（国立環境研究所）：西栗倉村の最後のスライドで、生物多様性の保全をどう目指すか、ゾーニング、継続性の 3 つの問いかけがあった。この問いにどう答えようかと考えたところ、これを 3 つともうまく組み合わせて進めるには、様々なアイデアが必要であり、やはりその地域の戦略を作ることそのものだった。日本自然保護協会では、ネイチャーポジティブ自治体認証をやっているが、その観点から、西栗倉村の問いにどのように答えるのかお聞きしたい。

中静（東北大学名誉教授）：やはり、こういうことを進めるためには、パートナーシップが非常に大事である。今日のお話は、企業、NGO、自治体のそれぞれの取組の紹介であったが、お互い

にパートナーシップを組むにあたって、どのようなことを望んでいるのかを、もう少し明確に
していただくとよい。

原田（日本自然保護協会）：普段、自治体と対話をするときは、やはり自治体は何を求めているの
かを重要視している。先ほど藤田先生から目標値の設定について話があった通り、我々が望む
こと、地域の人が望むこと、またそのギャップも見えてくるので、それらをしっかりと把握し
ながら調整し、どういったリソースが必要なのか、それはお金か、人か、技術なのかといった
ことを相談しつつ、適宜我々の方で様々なところに対してアプローチをし、ネットワークを作
っていくという手段をとっている。そのため、西栗倉村と連携するとなった場合、実際にお話
をさせていただき、何が必要なのかということをはっきりしながら進めていく必要がある。人
工林が大部分を占めるなかで、生物多様性をどう強化していくか、現地の自然環境に合わせて
どういう指標をつくっていくかという課題についても、地域の方と話しながら組み立てていく
ことになる。

開会

長田（環境省）：中村先生と中静先生からのコメントへの返事も兼ねて、閉会の挨拶とさせていた
だく。第2回未来対話は11月4日を予定している。第2回では、今回挙げられた、共通の課
題や重要なトピックをいくつかピックアップして、テーマごとに議論をしていただく予定であ
る。今回は発表が中心であったため、十分に議論の時間を割けなかったが、第2回は議論を中
心に行いたいと考えている。ご指摘のあった具体的な取組につながるようにということも意識
したい。もちろん、この未来対話のなかで出てきた方向性のすべてについて、未来対話の中で
結論づけることはできないと思うが、様々な取組が同時並行で走っている中で、それらのなか
でも検討できればと思う。例をあげると、2010年に1回目を実施した生物多様性と生態系サ
ービスの総合評価（JBO）の4回目の検討が進んでおり、そのなかで最終的には、政策決定者
や関係者に向けた今後の取組の方向性をまとめたエグゼクティブサマリーを作成するので、そ
ういったところに組み込むことも考えられる。それ以外にも、経済的な取組につなげるための
仕組み作り等の様々な検討の場や、政府内の連絡会議のなかで、未来対話で提示された課題に
ついて深掘りをしていくことも可能かもしれない。未来対話を対話で終わらせず、具体的な取
組につなげていくことが重要であり、政府のみではなく、皆さんにもそういった取組を進めて
いただけるような議論となるよう、11月に向けて準備を進めていく。

以上